

# 肉用子牛の保証基準価格等 算定概要

生産局

平成30年12月

保証基準価格等の見直しについて

# 総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月24日）※肉用子牛関係部分

- TPP等政策大綱においては、協定発効に合わせて、肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直すこととされている。
- その際、現在の肉用子牛生産者補給金制度（1階事業）と肉用牛繁殖経営支援事業（2階事業）については、肉用子牛生産者補給金制度に一本化するとされたところ。

## II TPP等関連政策の目標

### 3 分野別施策展開

#### （1）農林水産業

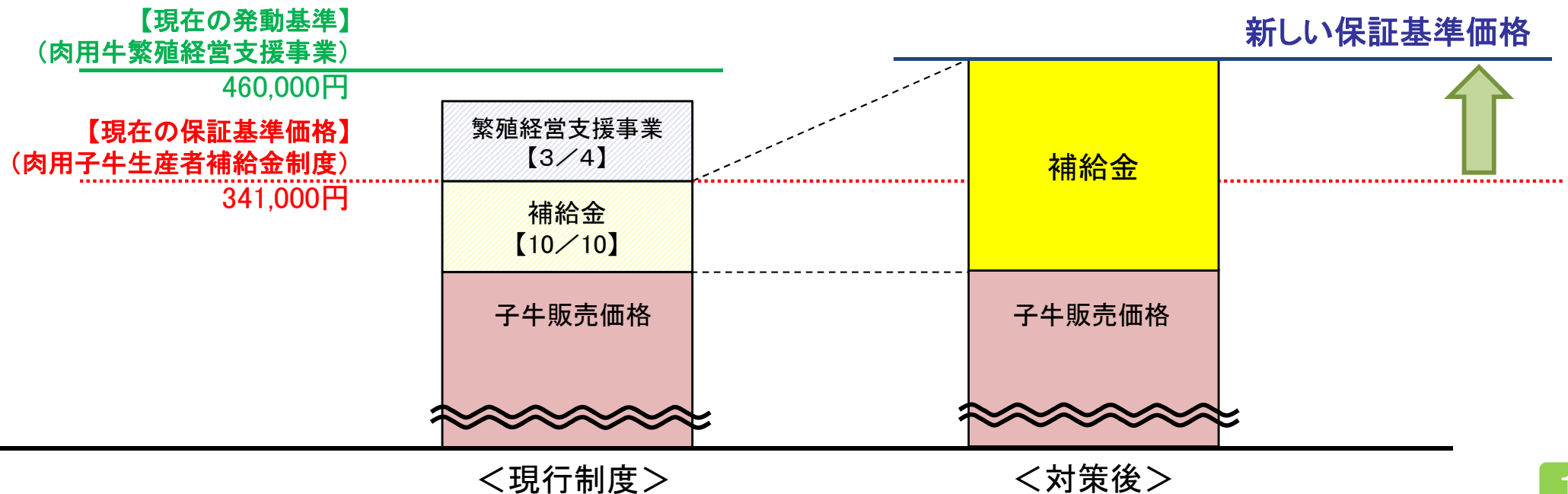
#### ②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。

### 【黒毛和種の場合】



# 肉用子牛対策の概要

- 平成3年度からの牛肉の輸入自由化に当たり、肉用子牛生産の安定を図るため、平成2年度より、**子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度**を導入。
- また、補給金制度を補完するため、平成22年度より、**肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付する肉用牛繁殖経営支援事業**を実施。

46万円／頭(黒毛) .....

## 肉用牛繁殖経営支援事業

30年度所要額: 176億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

発動基準(30年度)

①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種

【46万円】 【42万円】 【30万円】

※補給金制度の契約肉用子牛が対象

※発動基準は、出荷日齢を早める合理化の取組を促進することを旨として算定

34万1千円／頭(黒毛) .....

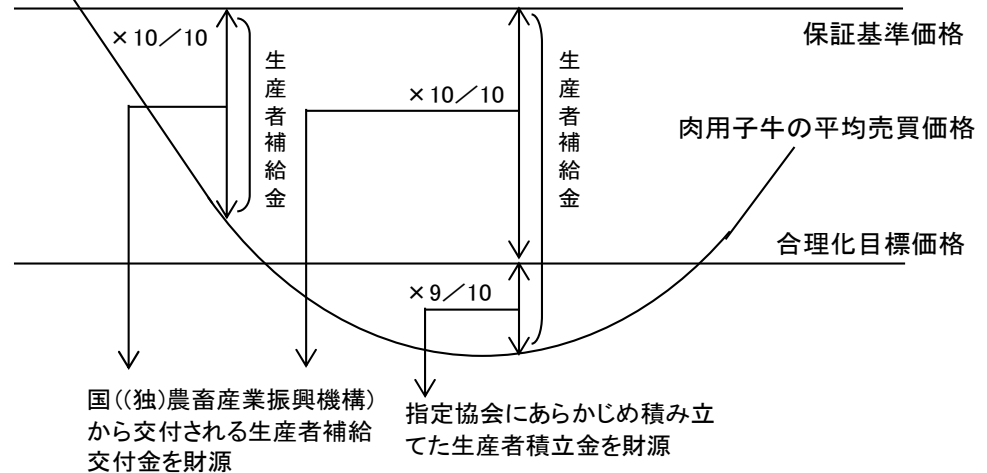
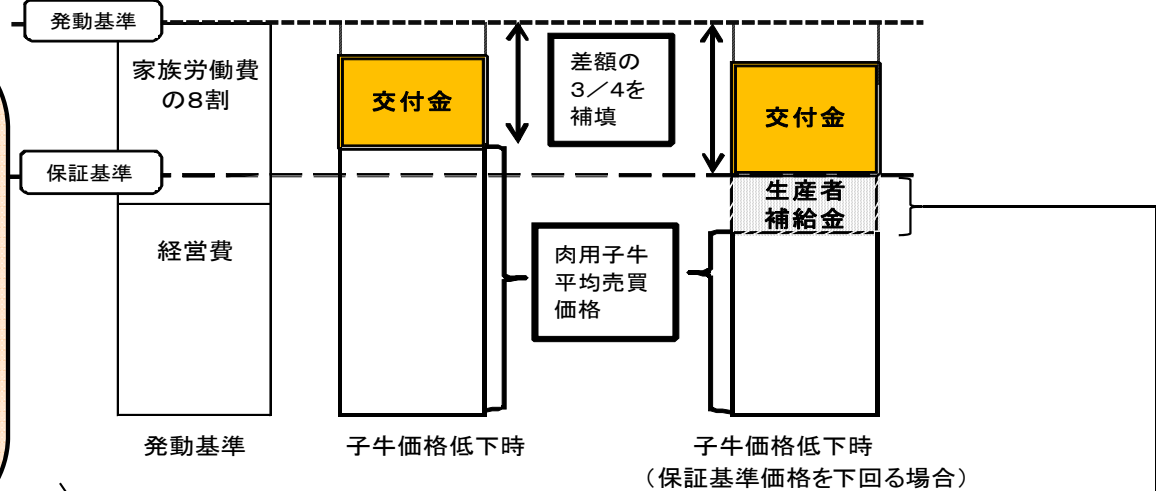
## 肉用子牛生産者補給金制度

30年度所要額: 199億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付

保証基準価格及び合理化目標価格(30年度) (単位:千円/頭)

	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	341	311	222	141	216
合理化目標価格	284	261	151	98	158



○負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4

○1頭当りの生産者積立金

- ・黒毛和種 :1,200円/頭(うち生産者負担金300円/頭)
- ・乳用種 :6,400円/頭(うち生産者負担金1,600円/頭)
- ・交雑種 :2,400円/頭(うち生産者負担金600円/頭)

# 肉用子牛生産者補給金に係る算定方式検討会のとりまとめ（概要）

## I 保証基準価格

### < 現状と課題 >

#### (1) 算定の基礎となるデータ

- 現行方式は、**輸入自由化前7年間(昭和58年2月～平成2年1月)の農家販売価格**を基に、生産コストの変化率等を乗じて、品目毎に算出。

・ 現行方式が導入されたのは、制度導入時は生産費調査の調査数や制度が不十分だったことが理由。

・ 平成2年3月の検討会の報告(※)でも、現行方式は当面の措置という整理。

(※) 畜産振興審議会食肉部会価格算定等小委員会報告

#### (2) 生産費の取り方

- 生産費としては、「支払利子・地代算入生産費」と、これに自己資本利子・自作地地代を加えた「全算入生産費」がある。

- 現行の算定方式(生産コストの変化率の算定)では、「支払利子・地代算入生産費」を採用。

生産コストの変化率

$$\left( \begin{array}{l} \text{自由化前} \\ \text{7年間の} \\ \text{農家販売} \\ \text{価格(固定)} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{価格算定年度} \\ \text{の生産費(推計)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{自由化前7年間} \\ \text{の生産費(固定)} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{市場取引} \\ \text{価格} \\ \text{換算係数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{品種格差} \\ \text{係数(自由} \\ \text{化前7年間} \\ \text{で固定)} \end{array}$$

### < 改正の方向性 >

- 現在、**生産費調査が充実**してきていることを踏まえれば、保証基準価格の算定に当たっては、**生産費を基礎**とすることが適当。

- 算定に当たっては、

① **実際の負担がない自己資本利子・自作地地代に国費を投入するのは適当ではないこと**

② **現行の算定方式や牛マルキンの算定においても、「支払利子・地代算入生産費」を用いていること**

を踏まえ、「支払利子・地代算入生産費」を採用することが適当。

生産コストの変化率

$$\left( \begin{array}{l} \text{初年度の} \\ \text{保証基準価格の} \\ \text{算定に用いた} \\ \text{生産費ベースの} \\ \text{価格(固定)} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{価格算定年度} \\ \text{の生産費(推計)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{基準期間} \\ \text{の生産費(固定)} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{市場取引} \\ \text{価格} \\ \text{換算係数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{品種格差} \\ \text{係数(過去} \\ \text{7年平均)} \end{array}$$

(3) 算定に用いる期間

- 牛肉の生産には、**周期的変動（キャトルサイクル）**があり、**現行の保証基準価格の算定等においても7年間の平均価格**を基に実施。

(4) 生産合理化への配慮

- 肉用子牛生産安定等特別措置法**では、保証基準価格を定めるに当たっては、**酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「酪肉近」という。）に即し、肉用牛生産の近代化を促進することとなるよう配慮する旨を規定。**
- 肉用子牛経営の規模拡大**や、子牛の**出荷月齢の早期化・繁殖雌牛の分娩間隔の短縮化**は、肉用子牛の**生産性向上に寄与。**
- 現行の酪肉近においても、
  - ア 規模拡大は国際競争力の強化を図るためにも有効
  - イ キャトル・ステーション（CS）、キャトル・ブリーディング・ステーション（CBS）の整備により、地域で繁殖・育成を集約化する体制構築の推進
  - ウ 家畜改良増殖目標（出荷月齢の早期化・分娩間隔の短縮化）に即した改良増殖の推進を明記。

- 直近の期間を用いた算定**をすれば、保証基準価格の水準は**直近の経済状況に大きく左右される一方、長期間を用いた算定**をすれば、保証基準価格の水準は**直近の経済状況が反映されなくなるおそれ。**
- このため、**現行方式と同様、過去7年間の算定の基礎**とすることが**適当。**
- 左記の点を踏まえれば、新たな保証基準価格の算定に当たっては、**小規模な肉用子牛経営の実態を踏まえつつ、酪肉近で示している近代化を促進する方向に沿ったもの**とすることが**適当。**

(5) 乳用種・交雑種育成経営における素畜費の取扱い

- ・ 乳用種・交雑種育成経営に係る生産費は、肉専用種の繁殖経営と異なり、**素畜費が生産費の過半**を占める状況。
- ・ **直近のヌレ子価格は過去に例を見ない高水準**で推移しているが、
  - ① ヌレ子は**酪農経営における副産物**である上、
  - ② 現在、**乳用種・交雑種の肥育経営では、素畜費が高いこと等もあり、牛マルキンが発動**されている状況。

(6) 2年目以降の算定

- ・ 現行方式は、自由化前7年間の農家販売価格（固定）に、生産コストの変化率等乗ずるため、**直近の物価変動等の状況を反映することが可能**。
- ・ 現行の**品種格差係数**は、**自由化前7年間の品種別の取引価格の差**を基に固定。
- ・ **交雑種**については、**平成11年度から乳用種とは別に生産費調査**を実施してきており、データが充実。

- ・ 左記の状況を踏まえれば、乳用種・交雑種育成経営に係る素畜費の算定に当たっては、**直近の高水準のヌレ子価格のみを反映させるのは適当ではなく、過去一定期間を考慮することにより、その平準化を図ることが適当**。

- ・ **2年目以降の算定**については、**現行方式と同様に**、生産費をベースとして算定された価格に、生産コストの変化率等乗ずることが適当。

- ・ 新たな算定方式での**品種格差係数**は、**直近の取引価格を反映したものとすることが適当**。

- ・ **交雑種の保証基準価格**については、乳用種の当該価格に**品種格差係数**を乗じて算出するのではなく、**左記の生産費調査から算定することが適当**。

# 肉用子牛生産者補給金に係る算定方式検討会のとりまとめ（概要）

## Ⅱ 合理化目標価格

### < 現状と課題 >

- ・ 現行の合理化目標価格の算定に当たっては、過去10年間の平均輸入価格等と**国産牛肉の1～3等級**の価格との差を基に算出した輸入牛肉対抗価格を基礎としているところ。
- ・ 国産牛肉の生産量は、近年、35万トン前後で推移しているが、現在は、
  - ① 国産に占める**和牛の生産割合が増加**するとともに、
  - ② **4・5等級が和牛去勢の8割**を占める
 など、輸入自由化時とは大きく異なる状況。

$$\left( \text{輸入牛肉対抗価格} \times \text{肥育牛換算係数} - \text{肥育に必要な合理的な費用} \right) \times \text{市場取引価格換算係数} \times \text{品種格差係数}$$

※国産牛肉の1～3等級の価格との品質格差を加味

### < 改正の方向性 >

- ・ 左記の状況を踏まえれば、合理化目標価格の基礎となる輸入牛肉対抗価格の算定に当たっては、1～3等級に**4・5等級も加えた全等級**により行うことが適当。

$$\left( \text{輸入牛肉対抗価格} \times \text{肥育牛換算係数} - \text{肥育に必要な合理的な費用} \right) \times \text{市場取引価格換算係数} \times \text{品種格差係数}$$

※国産牛肉の1～5等級の価格との品質格差を加味



# 新たな保証基準価格の基本方式

保証基準価格は、現行の輸入自由化前7年間(昭和58年2月～平成2年1月)の農家販売価格ではなく、直近7年間(平成23年度～平成29年度)の生産費をベースとしたものに見直す。

## [ 基本算式 ] (和牛系列)

現行

$$\left[ \frac{\text{自由化前7年間の農家販売価格(固定)} \times \text{生産コストの変化率}}{\text{価格算定年度の生産費(推計)}} \right] \times \frac{\text{自由化前7年間の生産費(固定)}}{\text{自由化前7年間の生産費(推計)}}$$

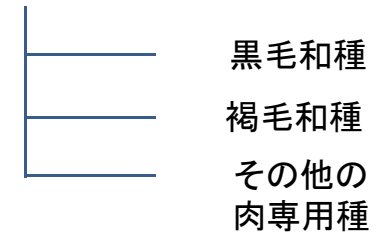
×

市場取引価格  
換算係数

×

※黒毛和種と褐毛和種の取引価格の平均を基準価格とし、当該価格から各品種の取引価格を勘案して算出

品種格差係数※  
(自由化前7年間で固定)



再生産が可能となる、  
農家の出荷段階における販売価格

直近7年の農家販売価格と市場取引価格を基に、農家販売価格を市場取引価格に換算

見直し後

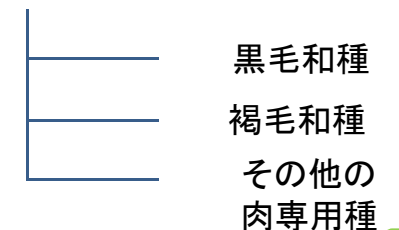
$$\left[ \frac{\text{初年度の保証基準価格の算定に用いた生産費ベースの価格(固定)} \times \text{生産コストの変化率}}{\text{価格算定年度の生産費(推計)}} \right] \times \frac{\text{初年度算定に用いた7年間の生産費(固定)}}{\text{初年度算定に用いた7年間の生産費(推計)}}$$

×

市場取引価格  
換算係数

×

品種格差係数※  
(直近7年平均)



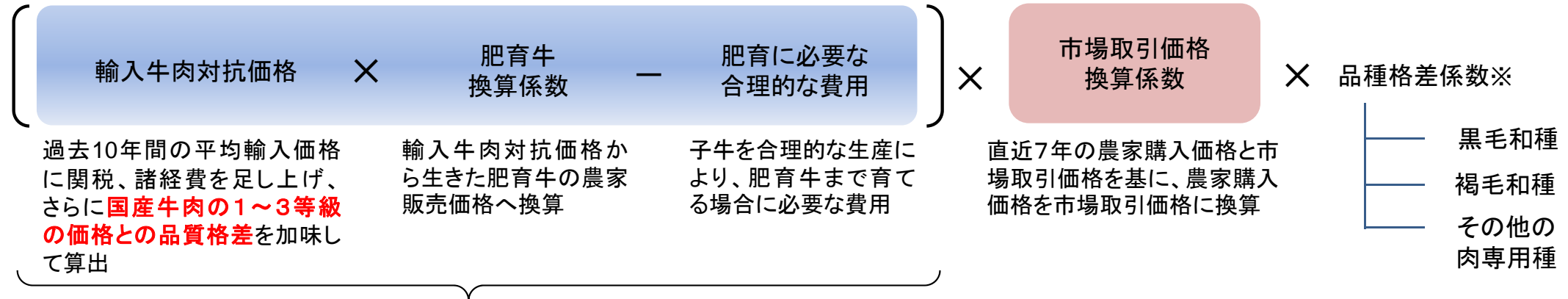
# 肉用子牛の合理化目標価格について

合理化目標価格は、合理化目標価格の基礎となる輸入牛肉対抗価格の算定において、現行の1～3等級のみではなく、4・5等級も加えた全等級により算出する。

## [ 基本算式 ] (和牛系列)

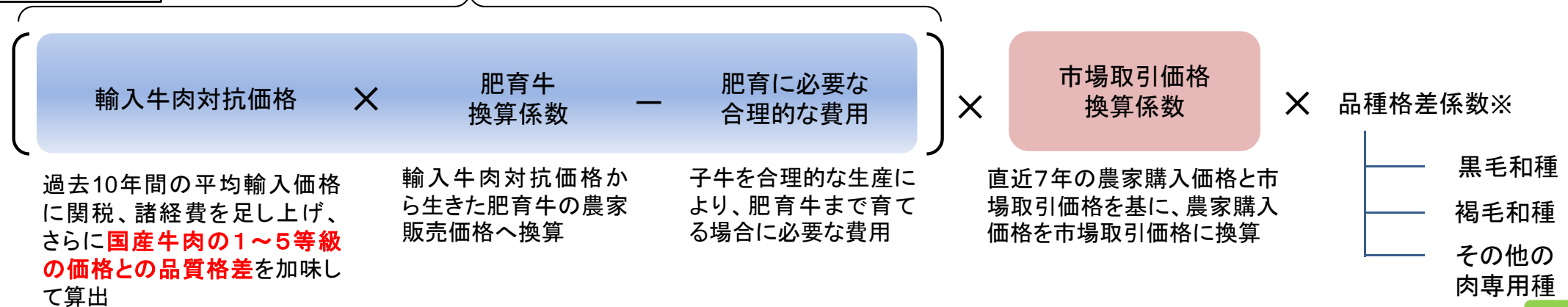
※保証基準価格の品種格差係数と同じ定義

### 現行



輸入牛肉に対抗可能な肥育牛の生産に必要な子牛の農家購入価格

### 見直し後



# 算定結果（概要）について

- 保証基準価格は、小規模な肉用子牛経営の実態を踏まえつつ、酪肉近で示している近代化を促進する方向に沿って算定。
- 素畜費の算定に当たっては、過去一定期間を考慮することにより、平準化を図る。
- 保証基準価格は、肉専用種・乳用種・交雑種の3種類について設定。
- 肉専用種(和子牛)については、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種それぞれの生産費が存在しないため、これらの保証基準価格の算定に当たっては、現行方式と同様、品種格差係数を用いて補正。

# 肉用子牛の保証基準価格の基本算式 (①和子牛)

- 保証基準価格とは、肉用子牛の生産条件や需給事情等を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定められる価格。
- 和子牛の保証基準価格は、以下の考え方によって算定される生産費（基準価格）に、市場取引価格換算係数及び品種格差係数を乗ずることにより算出。
  - ① 過去7年間（平成23年度～平成29年度）の「支払利子・地代算入生産費」の平均値。
  - ② 平均飼養頭数（14.6頭）が含まれる10頭規模層以上の労働費及び酪肉近で示している出荷月齢・分娩間隔の平成31年度到達値を反映。
- 2年目以降は、現行方式と同様に、基準価格に生産コストの変化率等に乗じて算出。

(2年目以降)

初年度の保証  
基準価格の算定に用いた  
生産費(平成23～29年度)  
ベースの価格(固定)

×

生産コストの変化率  
価格算定年度の  
生産費(推計)

×

市場取引価格  
換算係数

×

品種格差係数  
(直近7年平均)

— 黒毛和種  
— 褐毛和種  
— その他の肉専用種

黒毛和種と褐毛和種の取引価格の平均を基準価格とし、当該価格から各品種の取引価格を勘案して算出

初年度算定に用いた  
7年間(H23～H29)  
の生産費(固定)

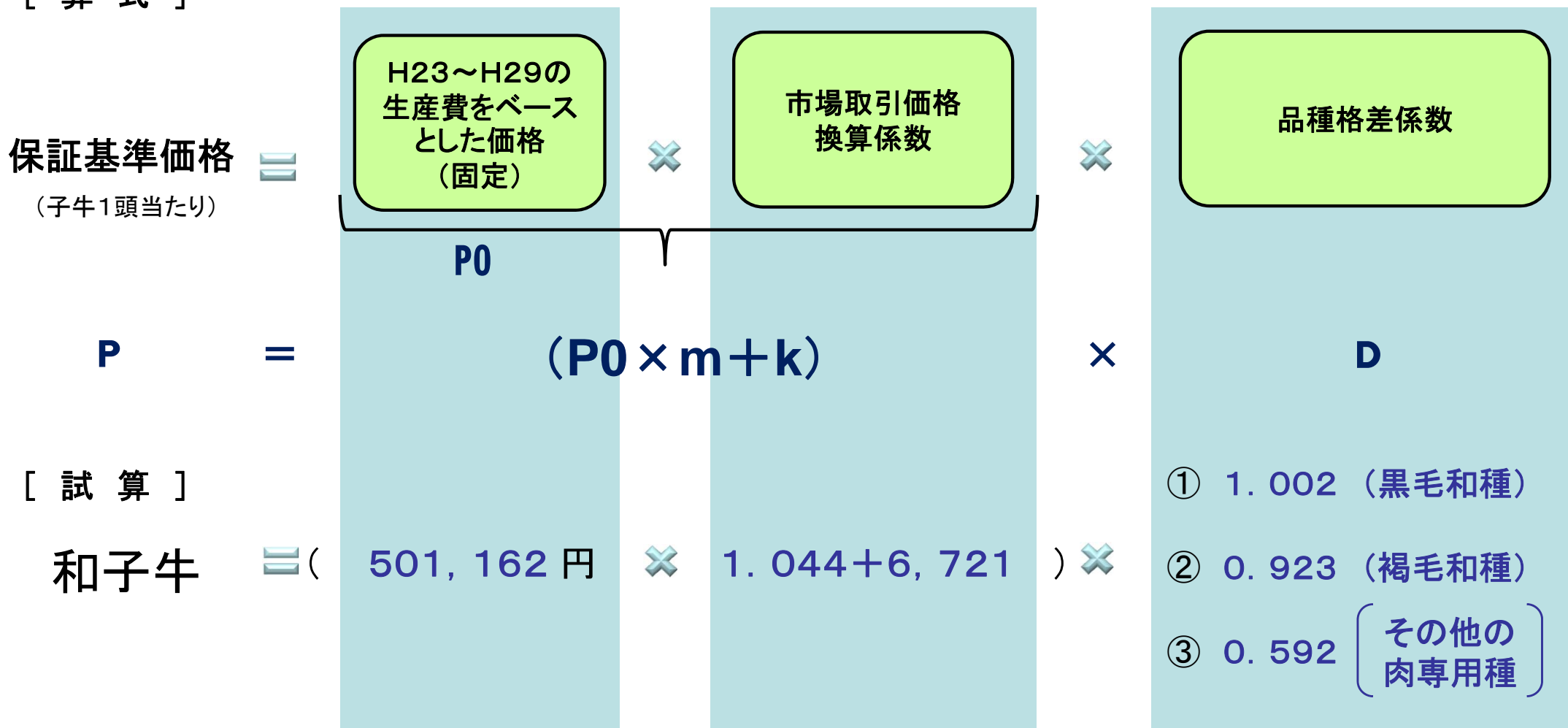
直近7年の農家販売価格と市場取引価格を基に、農家販売価格を市場取引価格に換算

10頭飼養規模層以上の労働費を採用

平成37年度の酪肉近目標の達成に向けた  
平成31年度の到達値  
(出荷月齢: 8.95ヶ月、分娩間隔12.99ヶ月)

# 初年度の肉用子牛の保証基準価格について (①和子牛)

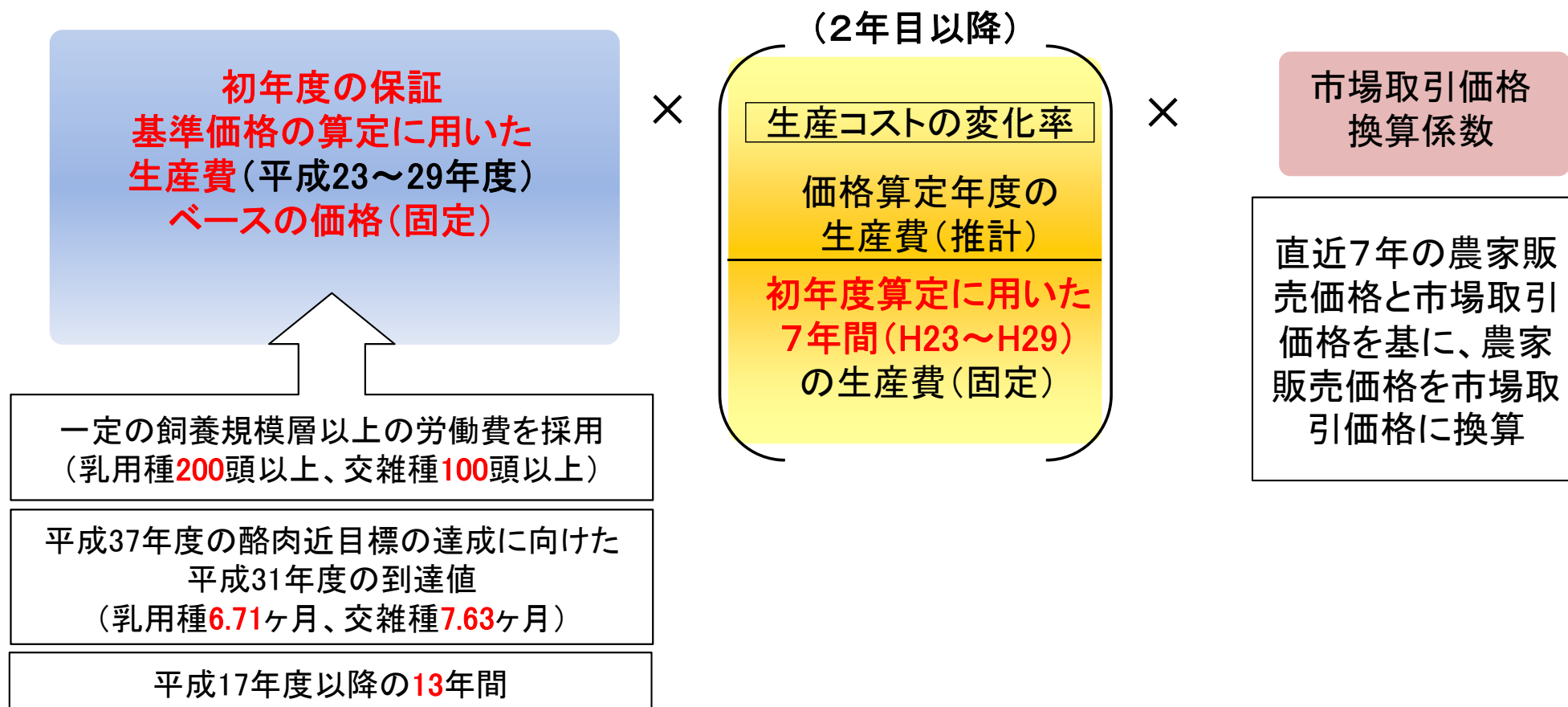
[ 算 式 ]



- |            |   |         |   |             |
|------------|---|---------|---|-------------|
| ① 黒毛和種     | = | 530,994 | ⇒ | 531,000 円/頭 |
| ② 褐毛和種     | = | 489,130 | ⇒ | 489,000 円/頭 |
| ③ その他の肉専用種 | = | 313,721 | ⇒ | 314,000 円/頭 |

## 肉用子牛の保証基準価格の基本算式（②乳用種・交雑種育成）

- 乳用種・交雑種の育成経営は、酪農家から素畜を購入・育成するというものであるため、**分娩行為がない**。
- 乳用種・交雑種の基準価格は、**基本的に和子牛のものと同様**であるが、以下が和子牛と異なる点。
  - ① 生産費の過半を占める**素畜費の算定**に当たっては、直近の又レ子価格の高騰に鑑み、乳用種算定の見直しを行った**平成17年度以降13年間の平均値を反映**。
  - ② 分娩行為がないため、**酪肉近で示している出荷月齢の平成31年度到達値のみ**を反映。



# 初年度の肉用子牛の保証基準価格について（②乳用種・交雑種）

[ 算 式 ]

保証基準価格  
(子牛1頭当たり)

H23~H29の生産費  
をベースとした価格  
(固定)

市場取引価格  
換算係数

×

$P_0$

$(P_0 \times m + k)$

$P$   
[ 試 算 ]

乳用種

150,916 円

×

1.063 + 291

交雑種

254,216 円

×

1.034 + 5,913

乳用種

= 160,714 ⇒ 161,000 円/頭

交雑種

= 268,772 ⇒ 269,000 円/頭



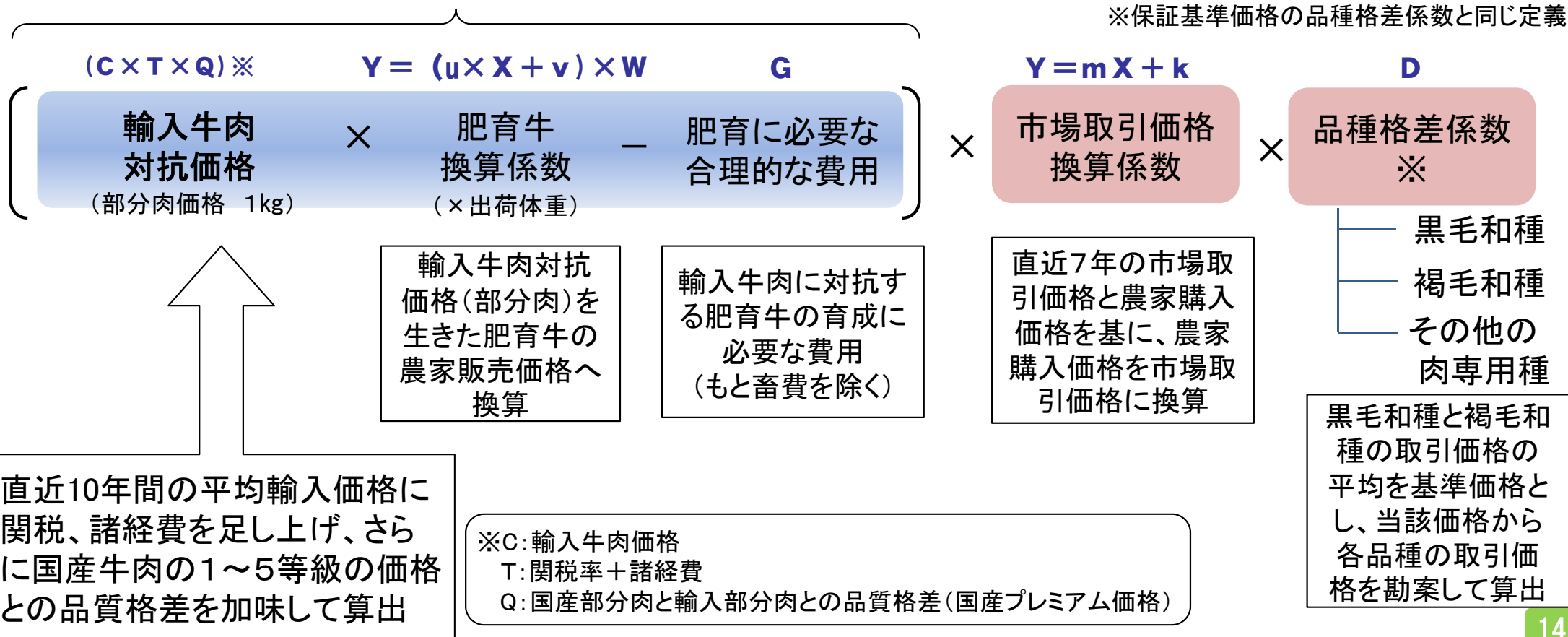
# 肉用子牛の合理化目標価格について（和子牛①）

- 合理化目標価格とは、輸入牛肉に対抗し得る肉用牛生産の確立を図るため、繁殖農家・肥育農家の生産の合理化によりその実現が必要な目標価格。
- 新たな合理化目標価格（輸入牛肉対抗価格）の算定に当たっては、1～3等級に4・5等級も加えて全等級により実施。

## 〔基本算式〕（和牛系列）

輸入牛肉に対抗可能な肥育牛の生産に必要な子牛の農家購入価格

※保証基準価格の品種格差係数と同じ定義



# 肉用子牛の合理化目標価格について（和子牛①）

## [ 算 式 ]

合理化目標価格 (子牛1頭当たり) =

$$P = \left[ \left( \begin{array}{c} \text{輸入牛肉} \\ \text{対抗価格} \\ C \times T \times Q \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{肥育牛} \\ \text{換算係数} \\ (\times \text{出荷体重}) \\ u + v \end{array} \right) \times W - \begin{array}{c} \text{肥育に必要な} \\ \text{合理的な費用} \\ G \end{array} \right] \times \left( \begin{array}{c} \text{市場取引価格} \\ \text{換算係数} \\ m + k \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{品種格差} \\ \text{係数} \\ D \end{array}$$

[ 試 算 ]

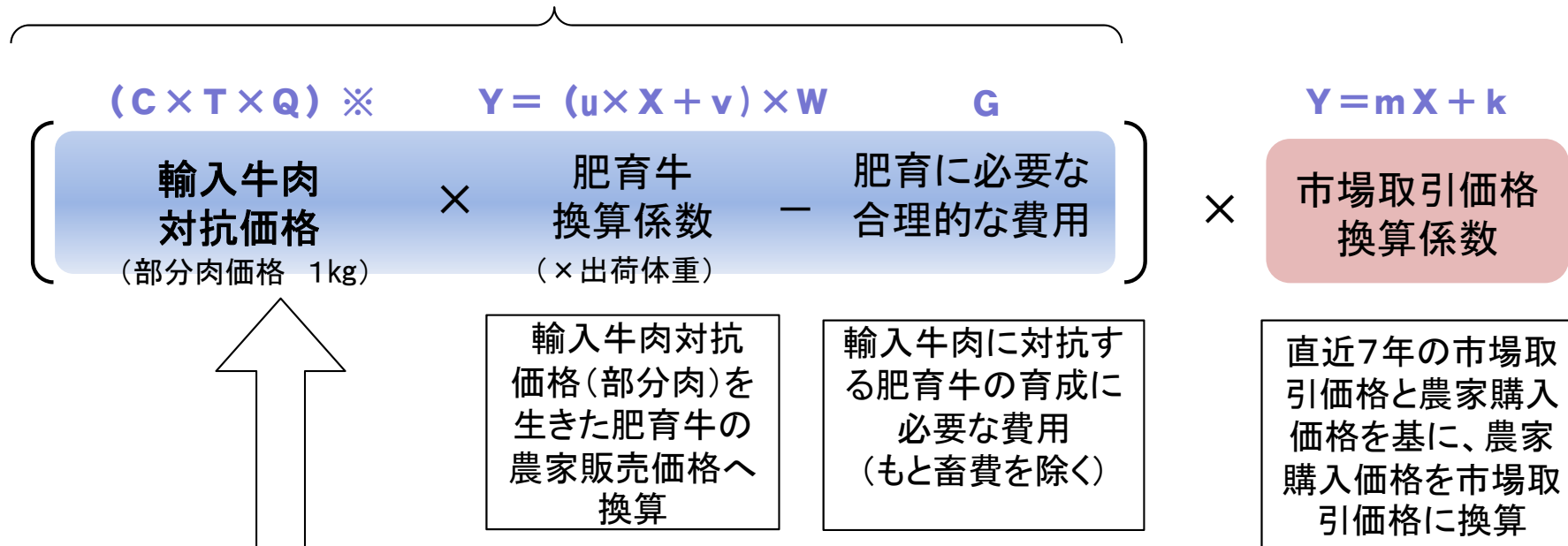
肉専用種 =  $\langle [ \{ 2,837\text{円} \times 0.392 + 1 \} \times 782 - 437,600\text{円} ] \times 0.960 + 4,383 \rangle \times$

- ① 1.002 (黒毛和種)
- ② 0.923 (褐毛和種)
- ③ 0.592 (その他の肉専用種)

① 黒毛和種	=	421,141	⇒	421,000 円/頭
② 褐毛和種	=	387,937	⇒	388,000 円/頭
③ その他の肉専用種	=	248,818	⇒	249,000 円/頭

## [ 基本算式 ] (乳用種・交雑種)

輸入牛肉に対抗可能な肥育牛の生産に必要な子牛の農家購入価格



直近10年間の平均輸入価格に  
関税、諸経費を足し上げ、さら  
に国産牛肉の1~5等級の価格  
との品質格差を加味して算出

※C: 輸入牛肉価格  
T: 関税率+諸経費  
Q: 国産部分肉と輸入部分肉との品質格差(国産プレミアム価格)

輸入牛肉対抗  
価格(部分肉)を  
生きた肥育牛の  
農家販売価格へ  
換算

輸入牛肉に対抗す  
る肥育牛の育成に  
必要な費用  
(もと畜費を除く)

直近7年の市場取  
引価格と農家購入  
価格を基に、農家  
購入価格を市場取  
引価格に換算

# 肉用子牛の合理化目標価格について (②乳用種・交雑種)

[ 算 式 ]

合理化 目標価格 (子牛1頭当たり)	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">輸入牛肉 対抗価格</div>	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">肥育牛 換算係数 (×出荷体重)</div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">肥育に必要な 合理的な費用</div>	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市場取引価格 換算係数</div>	
<b>P</b>	=	<b>[(C × T × Q)</b>	<b>×</b>	<b>{u + v} × W</b>	<b>-</b>	<b>G</b>	<b>]</b>	<b>×</b>	<b>m + k</b>
[ 試 算 ]									
乳用種	≡	[ 1,384円	×	0.351 + 1 ] × 776	-	271,159円	]	×	1.008 + 286
交雑種	≡	[ 1,833円	×	0.267 + 216 ] × 827	-	381,041円	]	×	0.968 + 16,420

乳用種 = 108,118 ⇒ 108,000 円/頭

交雑種 = 211,790 ⇒ 212,000 円/頭

# 【参考】肉用子牛の合理化目標価格の算定イメージ

$$\left( \left( C \times T \times Q \right) \times (u \text{ と } v \times W) - \left( G \right) \right) \times (m \text{ と } k) \times (D) = \left( \text{合理化目標価格} \right)$$

$C \times T \times Q$  輸入牛肉対抗価格  $\times (u \text{ と } v \times W)$   $- (G)$  肥育に必要な合理的な費用  $\times (m \text{ と } k) \times (D) =$  合理化目標価格  
 目指すべき子牛の市場取引価格 (品種毎)

